

国民健康保険のお知らせ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の年次更新および新規交付申請

● 70歳未満の人

申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、入院時の医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

入院の際にはお忘れなく

	入院時食事標準負担額	世帯単位 (入院および外来含む)
上位所得者	260円	自己負担限度額 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額83,400円
一般		自己負担限度額 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額44,400円
住民税 非課税世帯	210円 (入院が90日を超えると160円)	自己負担限度額 35,400円 4回目以降の自己負担限度額 24,600円

申請が必要

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯です。

● 70歳以上75歳未満の人

低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いは、低所得の自己負担額までとなります。一定以上所得者と一般の人は、既に交付済みの高齢受給者証により、もともと自己負担限度額までの負担になっていますので、申請の必要はありません。

	入院時食事標準負担額	世帯単位 (入院および外来含む)
一定以上所得者	260円	自己負担限度額 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額44,400円
一般		自己負担限度額 44,400円
低所得者	Ⅱ	210円 (入院が90日を超えると160円)
	Ⅰ	100円

申請が必要

※低所得者ⅡはⅠ以外の住民税非課税世帯の人 ※低所得者Ⅰは世帯全員が住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の人

● 現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です

更新が必要な人は、下記のものをお持ちのうえ、7月下旬に健康課または各支所までお越しください。

①認定証(交付されている人) ②国民健康保険証 ③国保高齢受給者証(交付されている人) ④認め印

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014

国民健康保険税の納付通知書を送付します

● 世帯主に課税されます

国保税は毎年7月に決定し、国保に加入している人の世帯主(納税義務者)に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保の加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。

● 保険税は年齢によって納め方が違います

40歳未満の人
医療保険分 + 後期高齢者支援金分

40歳以上65歳未満の人
医療保険分 + 後期高齢者支援金分
+ 介護保険分

65歳以上75歳未満の人
医療保険分 + 後期高齢者支援金分

平成23年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40歳~64歳)
所得割	課税標準額(※) × 税率 5.5%	課税標準額(※) × 税率 1.5%	課税標準額(※) × 税率 1.15%
資産割	固定資産税額 × 税率 28.0%	固定資産税額 × 税率 7.0%	固定資産税額 × 税率 5.0%
均等割	被保険者1人につき 22,000円	被保険者1人につき 5,000円	被保険者1人につき 6,800円
平等割	特定世帯(※)以外の世帯 22,000円	特定世帯(※)以外の世帯 6,000円	1世帯につき 4,000円
	特定世帯(※) 11,000円	特定世帯(※) 3,000円	
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※課税標準額は、前年の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です。

※特定世帯とは、同一世帯の人が、後期高齢者医療制度に移行することで国保の資格を喪失し、国保加入者が1人になった世帯です。

● 国保税の納め方は普通徴収と特別徴収とがあります

普通徴収・・・納付書で納付・口座振替で納付 特別徴収・・・年金から天引きによる納付

● 国保税の軽減制度があります

世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減制度や非自発的失業者に対する軽減制度があります。

● 後期高齢者制度の開始に伴う国民健康保険税の軽減制度があります

▶ 問い合わせ 税務課 ☎73-3006

後期高齢者医療のお知らせ

● 被保険者証を送付します

▶ 問い合わせ 健康課 ☎73-3014

現在、被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限(1年間)が満了となります。8月からご使用いただく新たな被保険者証を被保険者1人に1枚ずつ、香川県後期高齢者医療広域連合から『特定記録郵便』で7月16日以降『黄色の封筒』で送付します。

7月25日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、配達状況を確認しますので、健康課へご連絡ください。

被保険者証 カードサイズです。記載されている内容に間違いがないか確認してください。

有効期限の切れた被保険者証 現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降は使用できませんので、健康課または各支所までお返しください。



● 保険料の納入通知書を送付します ▶ 問い合わせ 税務課 ☎73-3006

【75歳以上・一定の障がいのある65歳以上の皆さんが対象者です】

7月上旬に、今年度の後期高齢者医療制度の保険料納入通知書を、被保険者の皆さんに送付します。年度の途中で75歳になる人は、そのつど納入通知書を送付します。保険料は一人ひとりに賦課されます。

保険料の決まり方 年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (50万円を限度とし、100円未満切捨て)
・均等割額 = 47,200円 ・所得割額 = (平成22年中の所得 - 33万円) × 所得割率 (8.81%)
※4月1日以降に納付義務および資格の発生・消滅があるときは、月割で計算します。

保険料の軽減制度があります 所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて軽減制度があります。軽減対象者の保険料は、世帯の所得などに応じて軽減された金額になっています。

保険料の納め方 特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。(普通徴収の納付は口座振替が便利です)

年金から天引きされる人(特別徴収)

対象となるのは

年金が年額18万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料をあわせた額が年金受給額の2分の1を超えない人

納め方

年6回の年金支給月に支給される年金から後期高齢者医療保険料が差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため暫定保険料を差し引きます			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます		

納付書での納付の人(普通徴収)

対象となるのは

特別徴収対象者以外の人・三豊市に転入した人
年度途中で75歳になった人

納め方

納付書で市役所・支所・金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

納期限

第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(水)
第2期	8月31日(水)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	2月29日(水)

口座振替は納期限が口座振替日となります。

平成23年度介護保険料のお知らせ

▶ 問い合わせ 税務課 ☎73-3006

●保険料の納入通知書を送付します

介護保険料は毎年7月に決定し、納入通知書を被保険者の皆さんに送付します。今年度65歳になる人は、誕生日以降に納入通知書を送付します。

●65歳以上の人の保険料の決まり方

介護サービスにかかる費用などに応じて保険料の基準額が決まります。

$$\text{三豊市基準額} = \text{三豊市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(20\%)} \div \text{三豊市の65歳以上の人数}$$

保険料は、基準額をもとに低所得の人への負担が重くなりすぎないように段階的に調整します。本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて7段階にわかれています。

基準額 (年額) 44,400円 (単位円)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	22,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	22,200
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	33,300
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	39,500
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円を超える人	44,400
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	50,200
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	55,500
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	66,600

●保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

年金から差し引かれる人(特別徴収)

対象となるのは

年金が年額18万円以上の人
※老齢福祉年金・寡婦年金等は除く

納め方

年6回の年金支給月に支給される年金から介護保険料が差し引かれます。



仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため暫定保険料を納めます。通常4月は前年度2月の保険料と同額です			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます		

納付書での納付の人(普通徴収)

対象となるのは

年金が年額18万円未満の人・三豊市に転入した人
年度途中で65歳になった人
老齢福祉年金・恩給のみの人
保険料額が年度途中で変更になった人

※年金担保・年金差し止めなどで年金が停止し、保険料が差し引きできなくなった場合は、その差し止めなどが解除されても、年度途中ではなく、翌年度から特別徴収に切り替わります。

納め方

納付書で市役所・支所・金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

普通徴収の納付は 便利な口座振替で

普通徴収の納付は口座振替を利用すると便利です。口座振替を希望する人は、三豊市指定の金融機関でお申し込みください。



●納付書



●預貯金通帳



●通帳の届出印

固定資産税のお知らせ

固定資産の異動があった場合には届け出を

家屋を新築・増築したときは？

税務課まで連絡してください。後日、税務課から家屋評価の日時調整の連絡をして家屋評価に伺います。間取りや仕上げの確認を行い、評価額を算出し、翌年度から固定資産税が課税されます。

家屋を取り壊したとき、家屋の所有者が変わったときは？

家屋の全部または一部を取り壊したときは「家屋減失届出書」を、売買・相続・贈与等で家屋の所有者が変更したときは「名義人変更届出書」を、税務課または各支所へ提出してください。(登記している場合は法務局から通知があるので提出不要)

土地の使用状況が変わったときは？

家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは「住宅用地変更申告書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

※住宅用地の用途または家屋面積が、新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例によりその旨を申告しなければなりません。

平成24年度分からの改正点

非木造家屋の倉庫用建物の基準改正により、これまでの「冷蔵倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの(保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫)」に変わりました。これにより、該当した場合「一般の倉庫」と比べ減価年数(いわゆる耐用年数)が短縮され評価額がより早く減少します。

該当するかどうかは実地調査等が必要となりますので、税務課までご連絡ください。

▼問い合わせ 税務課 ☎73-30006

7月は国民年金(短期年金)受給者の「所得状況届」の提出月です

国民年金(短期年金)受給者に、日本年金機構から「所得状況届」が送られます。この「所得状況届」により毎年所得審査を行っていますので、必要事項を記入し、市民課または各支所へ提出してください。

【届出対象者】

20歳前に初診日のある傷病等による障害基礎年金や、障害福祉年金からの裁定替えにより障害基礎年金を受給中の人と、母子(準母子)福祉年金からの裁定替えにより遺族基礎年金を受給中の人です。(年金コードが62550・22050・2750・2850の人)
※所得申告をされていない場合、年金の支給が一時停止されることがありますので、収入のない人も必ず申告してください。

※平成23年1月2日以降に住所変更をされた年金受給者は、平成23年1月1日に住民登録をされていた市町村で、平成23年度課税証明書の交付を受けて「所得状況届」と一緒に提出してください。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請すれば保険料の納付が免除または猶予される場合があります。詳しくは、善通寺年金事務所または市民課にお問い合わせください。

▼問い合わせ

市民課 ☎73-30005
善通寺年金事務所 ☎0877(62)1660

じんけん探訪16

差別につながる身元調査の禁止

同和問題とは、特定の個人や親族が同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であること、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活などさまざまな面で差別を受けているという重大な人権侵害と社会問題です。

これは決して一部の人たちだけの問題でなく、人間が人間として尊重され、誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会の実現のために、一人ひとりが取り組むべき問題です。県では、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止と部落差別につながる身元調査をなくし、県民の基本的人権の擁護に寄与するため「部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定しました。
生まれたところで差別することは、許されることではありません。人は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。かけがえのない人生を幸せに生きるために、お互いの人権を尊重し、みんなの力で部落差別をなくしましょう。

▼問い合わせ 人権課 ☎73-30008



今日は「みんなで子どもを育てる県民運動」についてお知らせします。

「みんな子どもを育てる県民運動(君が好き!あなたが大事!)」は、地域の大人が積極的にかわって、子どもたちを健やかに育てようという運動です。

☆一人ひとりができることから始めましょう!

- 子どもたちに声をかける
- 子どもたちと一緒に活動する
- 共にふれあい信頼できる人間関係を築く
- 子どもたちの気持ちを受け止める
- 子どもたちに自分の思いを伝える

子育て中の親に寄り添い、子育てにかかわる

☆地域の活動に参加しましょう!

☆毎月第3土曜日は「みんな子どもを育てる日」です。

☆毎月第3日曜日は「家庭の日」です。

▼問い合わせ 少年育成センター ☎62-11115

少年相談コーナー
心子救
相談電話 ☎62-11116